

船舶事故等調査報告書

平成27年2月5日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014長第77号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年6月30日 02時30分ごろ
発生場所	長崎県小値賀町小値賀島北西方沖 小値賀町所在の五島白瀬灯台から真方位315°22海里（M）付近 （概位 北緯33°26.8′ 東経128°30.0′）
事故等調査の経過	平成26年8月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A LPGタンカー HONG YAN（中華人民共和国籍）、2,970トン 9564073（IMO番号）、TIANJIN SOUTHWEST MARITIME LIMITED B 漁船 幸丸、6トン NS2-23282（漁船登録番号）、個人所有 第292-42937号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 航海士A（中華人民共和国籍）、免状不詳 B 船長B、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船尾外板に擦過傷 B 船首部に圧壊、マストに曲損及び折損等
事故等の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか10人が乗り組み、航海士Aが船橋当直を行い、小値賀島北西方沖を約12ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で北東進した。 航海士Aは、A船に向かって来る右舷前方のB船を認め、右方に避けることができないと思い、左舵を取った後、B船が船尾方至近を通過して航行を続けていたことから、元の針路に戻して航行した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、背もたれ付きの椅子に腰を掛けて操船に当たり、約12knの速力で自動操舵により小値賀島北西方沖を北西進中、船長Bが、前路に他船を認めなかったため、いつしか居眠りに陥り、平成26年6月30日02時30分ごろB船の船首部とA船の右舷船尾部とが衝突した。 船長Bは、自力で航行して小値賀町小値賀漁港に戻り、衝突の事実を所属漁業協同組合に連絡し、同組合は、海上保安部に通報した。 A船は、衝突に気付かずに航行を続けていたが、後日、海上保安部から衝突の事実を知らされた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風速 約8～9m/s、視界 良好

	海象：波高 約 1.5 m
その他の事項	<p>民間会社が受信した A I S 記録によれば、A 船の平成 26 年 6 月 30 日 02 時 30 分 09 秒における対地針路は真方位 054°、速力は 11.9 kn、船位は北緯 33° 26' 49.9"、東経 128° 29' 58.4" であった。</p> <p>B 船は、3 Mレンジとしたレーダーを作動させていたが、レーダーに探知した映像が一定の距離に接近したときに警報を発するガードリング機能がなく、船橋航海当直警報装置もなかった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A 船は、小値賀島北西方沖を北東進中、右舷前方から接近する B 船と衝突したものと考えられるが、航海士 A から情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>B 船は、小値賀島北西方沖を北西進中、単独で操船中の船長 B が、居眠りに陥ったことから、A 船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、小値賀島北西方沖において、A 船が北東進中、B 船が北西進中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、常時、見張りを適切に行うこと。</li> <li>・衝突を避けるための動作は、十分に余裕のある時期に行うこと。</li> <li>・眠気を感じたときは、椅子から離れて身体を動かしたり、ガムをかんだり、コーヒーを飲んだりして眠気を解消すること。</li> <li>・船橋航海当直警報装置を設置することが望ましい。</li> </ul>